平成31年3月

被保険者　各位

田辺三菱製薬健康保険組合

扶養家族増減に伴う健康保険手続きについて

(健康保険の扶養に変更ある方)

題記の件、家族を健康保険の扶養に追加あるいは外す場合、会社への税務扶養家族のWEB申請とは別に

健保組合にも届出が必要です。例年、配偶者や子供の就職等で扶養から外す手続き漏れが散見されます。

該当される方は、速やかに手続きをお願いいたします。

記

１．家族を健康保険の扶養から外す場合（被保険者証の返却も必要です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　由 | ・就職した・年間収入が130万円以上(60歳以上または障害年金受給者は180万円以上)となった。・家族が結婚し、配偶者の被扶養者になった・仕送りを中止、または仕送り額が別居家族の収入や基準を下回った・死亡した |
| 提出書類等 | ・「健康保険被保険者（異動）届 」(2部)　　・「健康保険被保険者証」の返却＊被保険者証を返却不能の場合は「健康保険被扶養者証回収不能届」 |

２．家族を健康保険の扶養に追加する場合

　１）認定基準

主として被保険者により生計を維持されている、年間収入が130万円未満（60才以上または障害年金受給者の場合は180万円未満）の方

２）各種提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 必須書類（健保組合様式） | ・「健康保険被保険者（異動）届」(2部）　・「扶養申請状況書(配偶者用)」or「扶養申請状況書(配偶者以外用)」※18歳未満の子の扶養の場合は除く |
| 関係確認 | ・住民票(世帯全員分、マイナンバー未記載のもの)　※再加入の配偶者、18歳未満の子は除く |
| 所得証明 | ・雇用保険離職票Ⅰ及びⅡ･･･退職した場合・所得証明書　　　　　　･･･昨年より収入が基準内の場合・雇用契約書　　　　　　･･･今後収入が基準内の場合 |
| 該当の場合のみ | ・年金改定通知書　　　　・在学証明書　　　　　　･･･18歳以上の子で学生の場合・夫婦の源泉徴収票　　　･･･子を扶養の場合で、配偶者を扶養していない場合・仕送り状況確認書　　　･･･会社都合の単身赴任以外の別居※銀行の振込み控えの写し等 |

　＊認定については様々なケースがあり、状況に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。

３．提出先　MTPC-Gの方：人事部労政Ｇ、APICの方：管理部総務人事Ｇ

＜ご参考＞健康保険組合ＨＰ（田辺三菱製薬イントラ→社外サイト）<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/>

家族を扶養にする・はずすとき

　　　　　<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/insurance_certificate/insurance_certificate.html#01>

扶養者認定基準

　　　　　<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/agreement/pdf/12_acknowledgment.pdf>

申請書ダウンロード

　　　　　<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/written_application/written_application_index.php>

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料①添付資料②添付資料③添付資料④ | 健康保険被扶養者(異動)届健康保険被保険者証回収不能届扶養申請状況書（配偶者用）扶養申請状況書（配偶者以外用） |
| 問合せ先 | 田辺三菱製薬健康保険組合 | 中西（OA番号：9303728） | 内線716-5854外線06-6300-2455 |